

平成 30 年度 岡崎市大気汚染調査結果について

1 大気汚染常時監視結果

(1) 調査期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(2) 調査地点及び測定項目

市内に設置されている測定局 5 局（一般環境大気測定局 2 局及び自動車排出ガス測定局 3 局）で、次の項目の調査を行いました。

ア 一般環境大気測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素
岡崎市羽根大気測定局 場所：羽根町陣場 47			-			-	-
岡崎市東部樫山大気測定局 場所：樫山町山ノ神 21-31	-		-				-

注 一般環境大気測定局とは、一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局です。

イ 自動車排出ガス測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素
岡崎市矢作大気測定局 場所：矢作町馬乗 110-1	-		-				-
岡崎市大平大気測定局 場所：大平町二ノ沢 67							
岡崎市鴨田大気測定局 場所：鴨田町広元 306	-		-				-

注 自動車排出ガス測定局とは、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局です。

(参考) 大気測定局の配置



以下、それぞれの測定局を次のとおり表記します。

一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
岡崎市羽根大気測定局	羽根
岡崎市矢作大気測定局	矢作
岡崎市大平大気測定局	大平
岡崎市鴨田大気測定局	鴨田
岡崎市東部榎山大気測定局	榎山

榎山については、平成 30 年 4 月に設置しました。

(3) 環境基準が定められた各物質の環境基準の達成状況と年平均値の変遷

ア 二酸化硫黄

㊦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

一般局1局、自排局1局で測定を行い、いずれも長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1日平均値0.04ppm を超えた日が 2日以上連続した 場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	28	0.002	なし		
		29	0.002	なし		
		30	0.002	なし		
自排局	大平	28	0.003	なし		
		29	0.003	なし		
		30	0.002	なし		

環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年5月16日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(上表では、日平均値の2%除外値と表記した。)が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時間値又は1日平均値)とを比較して評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

イ 二酸化窒素

㊦ 環境基準の達成状況（長期的評価のみ）

一般局 2 局、自排局 3 局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

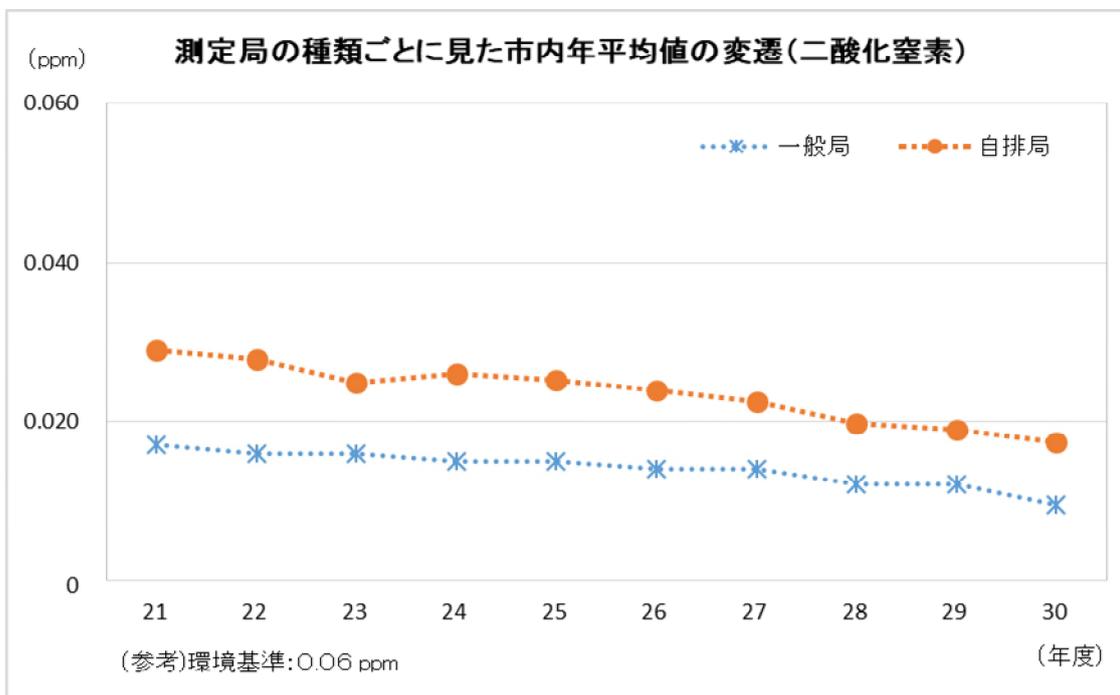
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	達成状況
一般局	羽根	28	0.026	
		29	0.027	
		30	0.027	
	檜山	28	-	-
		29	-	-
		30	0.016	
自排局	矢作	28	0.032	
		29	0.032	
		30	0.032	
	大平	28	0.044	
		29	0.045	
		30	0.040	
	鴨田	28	0.028	
		29	0.028	
		30	0.029	

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間における 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当する値(上表では、日平均値の年間 98% 値と表記した。) が、0.06ppm 以下であること。 (昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号)

① 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局 2 局で 0.010ppm、自排局 3 局で 0.017ppm です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012	0.010
自排局	0.029	0.028	0.025	0.026	0.025	0.024	0.023	0.020	0.019	0.017

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

< 参考 > 一酸化窒素及び窒素酸化物の最近 10 年間の年平均値の変遷

	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一酸化窒素	一般局	0.011	0.010	0.009	0.007	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003
	自排局	0.047	0.044	0.040	0.037	0.035	0.029	0.026	0.021	0.019	0.017
窒素酸化物	一般局	0.128	0.026	0.025	0.022	0.022	0.019	0.019	0.016	0.016	0.013
	自排局	0.077	0.072	0.064	0.063	0.061	0.053	0.048	0.040	0.038	0.034

注 窒素酸化物は、一酸化窒素及び二酸化窒素の各測定値を合計した値です。

ウ 一酸化炭素

㊦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

自排局 1 局で測定を行い、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

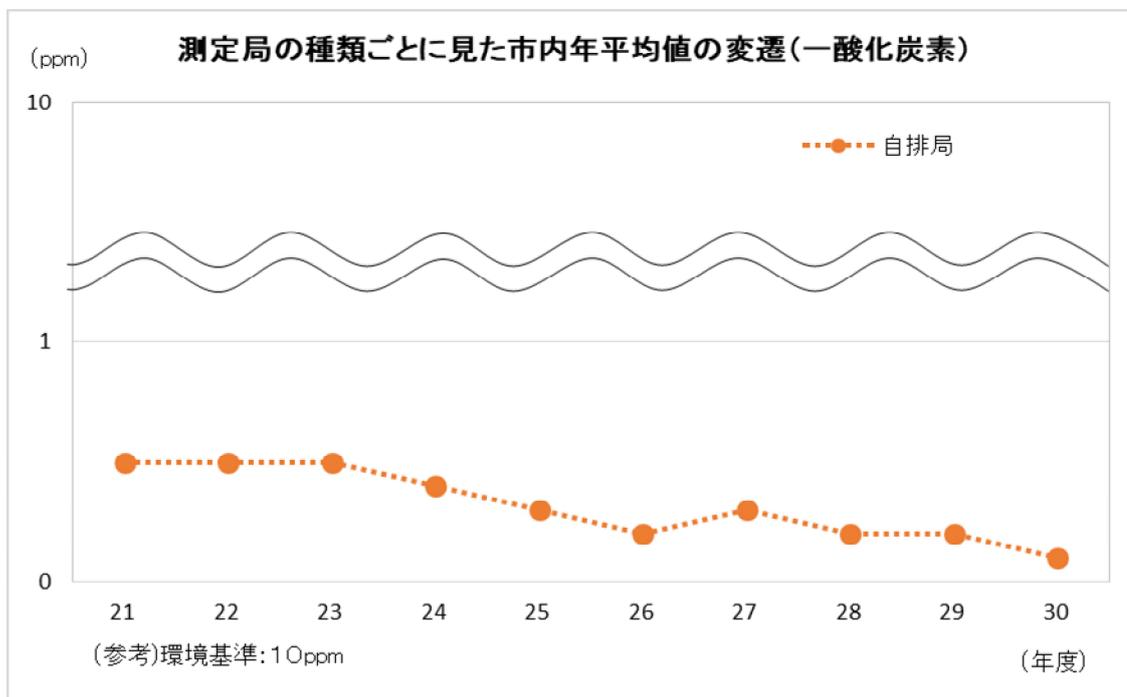
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1日平均値が 10ppmを超えた日 が2日以上連続 した場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
自排局	大平	28	0.5	なし		
		29	0.4	なし		
		30	0.4	なし		

環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(上表では、日平均値の2%除外値と表記した。)が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時間値又は1日平均値)とを比較して評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

① 測定局の種類ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、自排局 1 局で 0.1ppm です。最近 10 年間は、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
自排局	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

工 浮遊粒子状物質

㊦ 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

一般局2局、自排局3局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

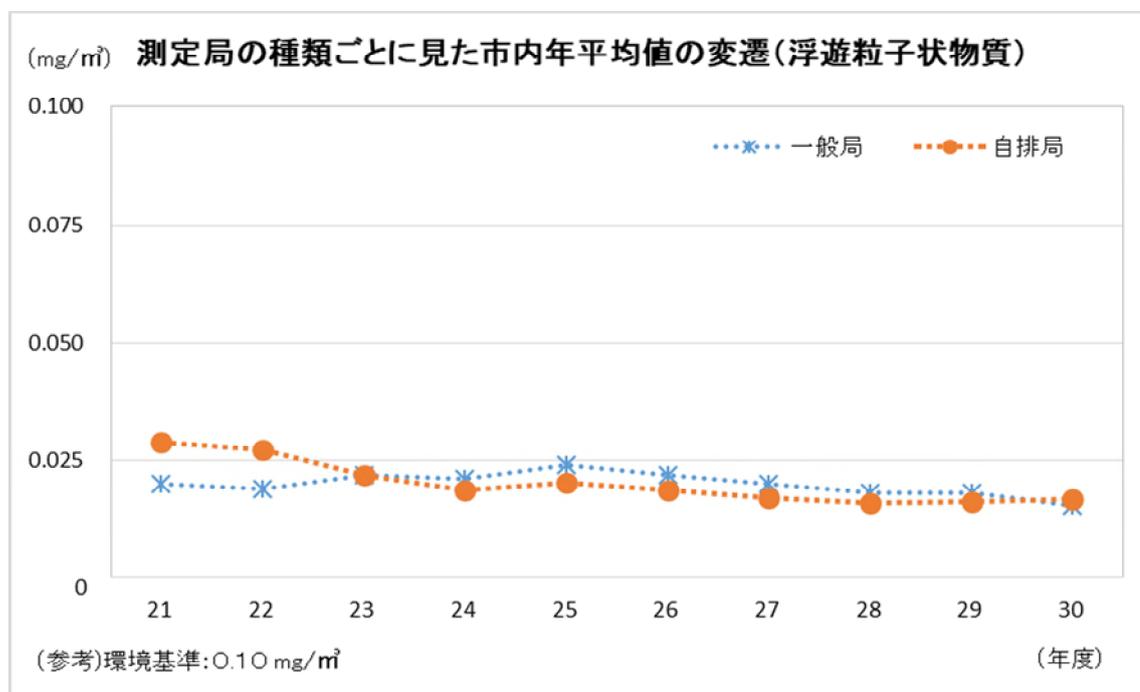
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	1日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続し た場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	28	0.037	なし		
		29	0.038	なし		
		30	0.047	なし		
	檜山	28	-	-	-	-
		29	-	-	-	-
		30	0.039	なし		
自排局	矢作	28	0.037	なし		
		29	0.038	なし		
		30	0.047	なし		
	大平	28	0.028	なし		
		29	0.035	なし		
		30	0.041	なし		
	鴨田	28	0.038	なし		
		29	0.036	なし		
		30	0.048	なし		

環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)
評価方法	長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(上表では、日平均値の2%除外値と表記した。)が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時間値又は1日平均値)とを比較し評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

① 測定局の種類ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局 2 局で 0.016mg/m³、自排局 3 局で 0.017mg/m³です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	0.020	0.019	0.022	0.021	0.024	0.022	0.020	0.018	0.018	0.016
自排局	0.029	0.027	0.022	0.019	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016	0.017

注 表中の単位は、mg/m³です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

オ 光化学オキシダント

㊦ 環境基準の達成状況（短期的評価のみ）

一般局 2 局、自排局 3 局で測定を行い、全てで環境基準を達成できませんでした。

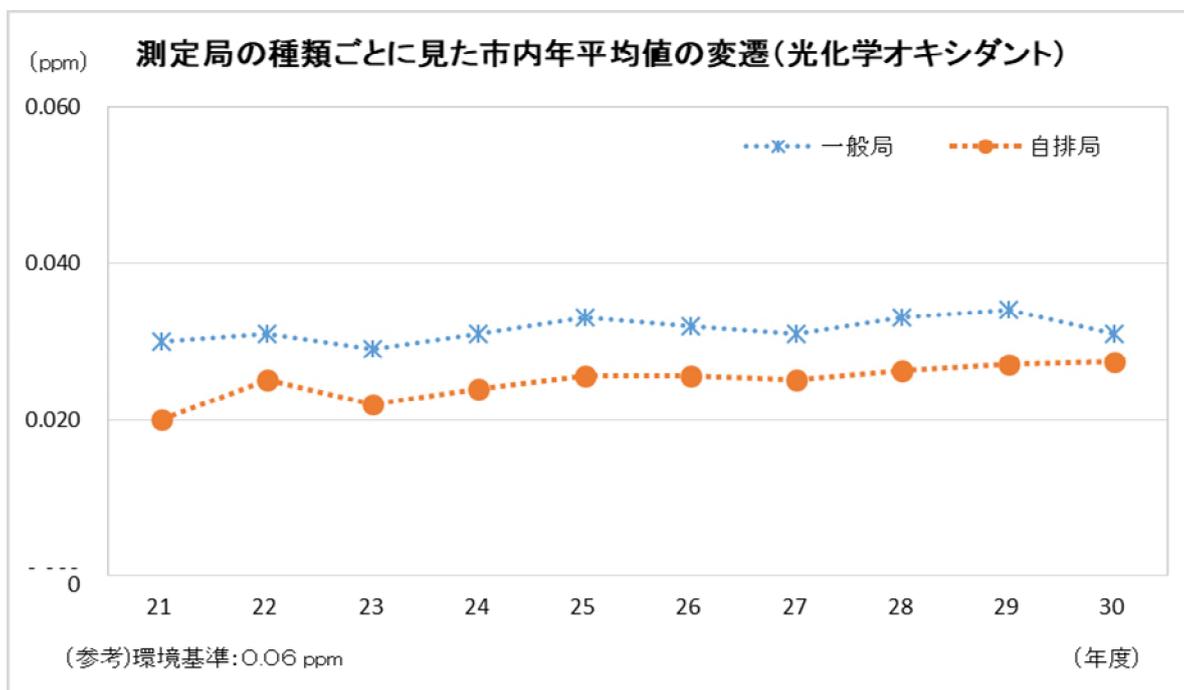
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		達成状況
			(日)	(時間)	
一般局	羽根	28	81	436	×
		29	94	503	×
		30	73	399	×
	榎山	28	-	-	-
		29	-	-	-
		30	78	367	×
自排局	矢作	28	66	294	×
		29	78	331	×
		30	70	364	×
	大平	28	38	136	×
		29	37	140	×
		30	34	151	×
	鴨田	28	29	123	×
		29	71	331	×
		30	51	245	×

環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	短期的評価：年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

① 測定局の種類ごとに見た最近 10 年間の昼間年平均値の経年変化

昼間の年平均値は、一般局 2 局で 0.031ppm、自排局 3 局で 0.027ppm です。最近 10 年間は、ゆるやかな上昇傾向にあります。



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	0.030	0.031	0.029	0.031	0.033	0.032	0.031	0.033	0.034	0.031
自排局	0.020	0.025	0.022	0.024	0.026	0.026	0.025	0.026	0.027	0.027

注 表中の単位は、ppm です。

光化学オキシダントの昼間平均値は、昼間時間帯（5時～20時）における測定値の集計結果です。

カ 微小粒子状物質

㊦ 環境基準の達成状況（長期的評価のみ）

一般局1局、自排局3局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	年平均値(μg/m ³)	日平均値の年間 98%値(μg/m ³)	達成状況	
					長期基準	短期基準
一般局	櫻山	28	-	-	-	-
		29	-	-	-	-
		30	8.7	22.3		
自排局	矢作	28	10.8	24.2		
		29	9.6	24.3		
		30	11.5	26.5		
	大平	28	14.1	27.7		
		29	13.7	28.6		
		30	13.1	29.4		
	鴨田	28	10.9	24.3		
		29	10.7	26.3		
		30	11.0	26.6		

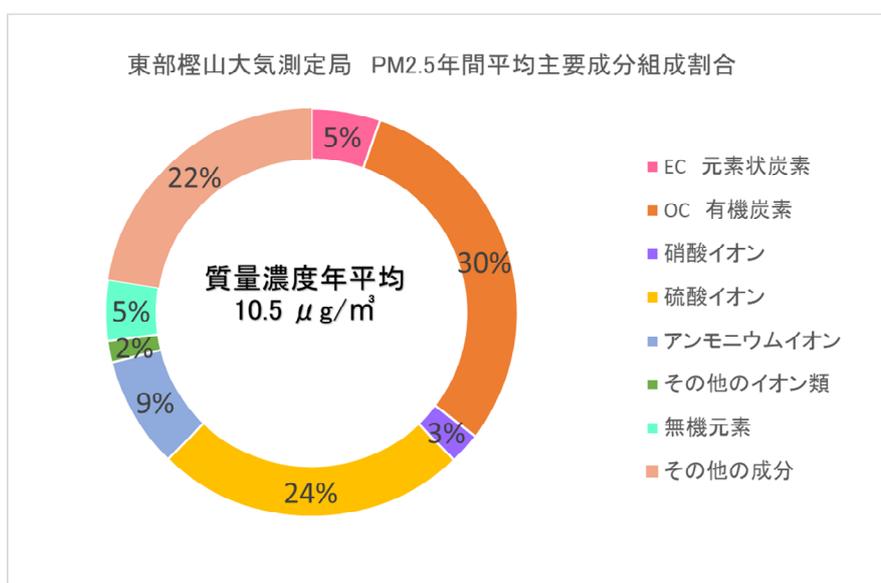
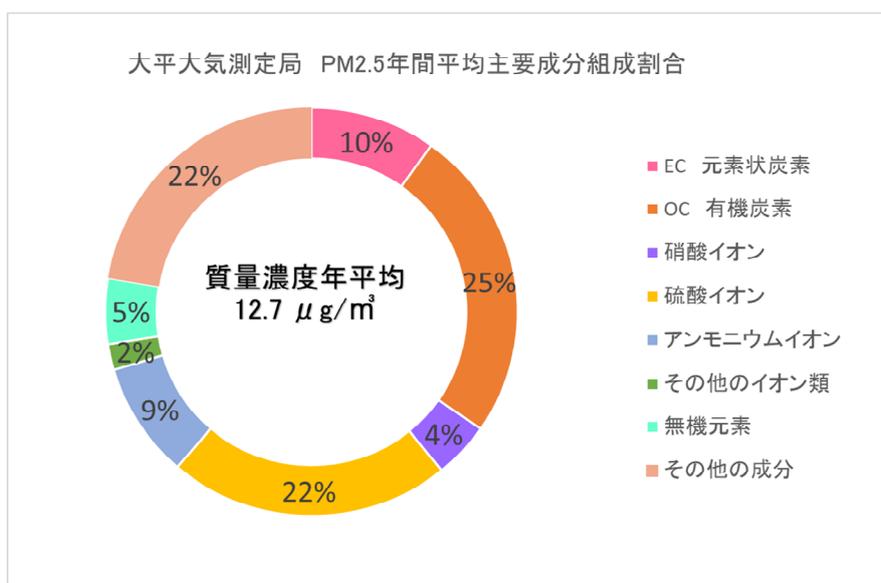
環境基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日環境省告示)
評価方法	長期基準：年間にわたる1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 短期基準：年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値(上表では、日平均値の年間98%値と表記した。)が、35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日環水大総発第090909001号)

① 成分分析結果

自排局1局(大平)、一般局1局(檜山)で四季ごとに連続2週間(延べ56日間)、微小粒子状物質の成分分析を実施しました。

- ・ 微小粒子状物質濃度の年平均値は、大平で $12.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、檜山で $10.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。
- ・ 微小粒子状物質の主な成分は、元素状炭素(EC)、有機炭素(OC)、硝酸イオン(NO_3^-)、硫酸イオン(SO_4^{2-}) 及びアンモニウムイオン(NH_4^+) でした。

< 結果 >



(4) 炭化水素の最近 10 年間の年平均値の変遷

ア 非メタン炭化水素

< 結果 >

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大 平	年平均値	0.23	0.18	0.17	0.17	0.18	0.15	0.11	0.09	0.09	0.09
	6~9時 における 年平均値	0.25	0.20	0.20	0.19	0.20	0.17	0.12	0.10	0.11	0.10

イ メタン

< 結果 >

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大 平	年平均値	1.86	1.83	1.86	1.90	1.90	1.91	1.93	1.94	1.94	1.94
	6~9時 における 年平均値	1.87	1.84	1.87	1.91	1.91	1.92	1.94	1.95	1.96	1.96

ウ 全炭化水素

< 結果 >

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大 平	年平均値	2.08	2.01	2.03	2.06	2.08	2.06	2.04	2.03	2.03	2.04
	6~9時 における 年平均値	2.12	2.05	2.06	2.10	2.11	2.08	2.07	2.05	2.06	2.06

注 表中の単位は、ppmC です。

ppmC とは、炭素原子数を基準として表した ppm 値です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果

(1) 調査期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

(2) 調査地点及び測定項目

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するために、中央環境審議会答申で示された 23 の優先取組物質のうち 21 物質について市内 2 地点で、また、自動車から排出が予想される 6 物質について市内 1 地点で調査を行いました。

調査地点名	所在地
矢作	矢作町馬乗 110-1
大平	大平町二ノ沢 67
榎山	榎山町山ノ神 21-31



(1) 環境基準の達成状況

ア ベンゼン

3地点いずれも環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.74	1.4	0.44	
	29	0.81	1.3	0.55	
	30	0.78	1.3	0.22	
大平	28	0.83	1.2	0.55	
	29	0.98	1.4	0.70	
	30	0.87	1.3	0.33	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.67	1.2	0.16	

環境基準	年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	---

イ トリクロロエチレン

2地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.16	0.27	0.024	
	29	0.14	0.26	0.069	
	30	0.17	0.65	0.011	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.093	0.21	0.013	

環境基準	年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	---

ウ テトラクロロエチレン

2地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.055	0.085	0.024	
	29	0.040	0.079	0.018	
	30	0.032	0.15	<0.0018	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.021	0.061	<0.0018	

環境基準	年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

エ ジクロロメタン

2地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	1.5	3.0	0.69	
	29	1.5	3.1	0.78	
	30	1.8	4.1	0.54	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	1.2	2.2	0.53	

環境基準	年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

(2) 指針値が定められている物質の調査結果

ア アクリロニトリル

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.015	0.045	<0.0020	
	29	0.015	0.038	<0.006	
	30	0.011	0.028	<0.004	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.0099	0.028	<0.0019	

指針値	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

イ 塩化ビニルモノマー

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.0069	0.047	<0.0018	
	29	0.012	0.044	<0.0021	
	30	0.0048	0.012	<0.0010	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.0040	0.015	<0.0010	

指針値	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

ウ 水銀及びその化合物

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
矢作	28	1.7	2.0	1.4	
	29	1.7	2.1	1.3	
	30	1.8	2.3	1.4	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	1.8	2.4	1.2	

指針値	年平均値が 40ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

エ ニッケル化合物

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
矢作	28	1.1	2.3	0.42	
	29	1.4	3.2	0.41	
	30	1.3	2.6	0.14	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	1.2	4.1	0.11	

指針値	年平均値が 25ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

オ クロロホルム

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.16	0.23	0.11	
	29	0.17	0.23	0.12	
	30	0.16	0.24	0.085	
櫻山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.17	0.26	0.075	

指針値	年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

カ 1,2-ジクロロエタン

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.088	0.16	0.056	
	29	0.10	0.24	0.046	
	30	0.16	0.30	0.051	
櫻山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.17	0.38	0.052	

指針値	年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

キ 1,3-ブタジエン

3地点いずれも指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.056	0.14	0.025	
	29	0.054	0.12	0.021	
	30	0.053	0.11	0.018	
大平	28	0.059	0.12	0.025	
	29	0.071	0.16	0.024	
	30	0.050	0.095	0.018	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.048	0.091	0.024	

指針値	年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

ク ヒ素及びその化合物

2地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m^3)	最大値 (ng/m^3)	最小値 (ng/m^3)	達成状況
矢作	28	0.36	0.85	0.11	
	29	0.73	2.2	0.28	
	30	0.64	2.0	0.017	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.61	2.3	0.031	

指針値	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

ケ マンガン及びその化合物

2地点ともに指針値を下回っていました。

< 結果 >

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
矢作	28	0.0066	0.014	0.0035	
	29	0.0090	0.018	0.0013	
	30	0.011	0.040	0.0021	
榎山	28	-	-	-	-
	29	-	-	-	-
	30	0.011	0.055	0.00096	

指針値	年平均値が $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

(6) その他の物質

ア 揮発性有機化合物

< 結果 >

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			平成 29 年度全国調査 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	矢作	大平	榎山	平均値	最小値	最大値
酸化エチレン	0.093	-	0.072	0.081	0.025	1.0
塩化メチル	1.3	-	1.4	1.4	0.36	4.9
トルエン	6.7	5.2	4.3	6.5	0.34	63

イ アルデヒド類

< 結果 >

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			平成 29 年度全国調査 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	矢作	大平	檜山	平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	7.1	5.9	6.0	2.2	0.33	7.5
ホルムアルデヒド	3.1	2.5	2.2	2.5	0.26	7.8

ウ 金属類

< 結果 >

物質名	年平均値 (ng/m^3)		平成 29 年度全国調査 (ng/m^3)		
	矢作	檜山	平均値	最小値	最大値
クロム及び その化合物	2.7	1.8	4.6	0.0048	50
ベリリウム及び その化合物	0.011	0.013	0.018	0.000016	0.10

エ 多環芳香族化合物

< 結果 >

物質名	年平均値 (ng/m^3)			平成 29 年度全国調査 (ng/m^3)		
	矢作	大平	檜山	平均値	最小値	最大値
ベンゾ[a]ピレン	0.092	0.10	0.099	0.14	0.00031	1.4

備考 年平均値は、測定値が検出下限値未満の場合は、その値に 1/2 を乗じた値を用いて算出しています。

平成 29 年度全国調査結果は「平成 29 年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果）資料編」（環境省ホームページ）によります。

[用語解説]

環境基準

環境基本法第16条に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。」と規定されており、この基準を環境基準といいます。

指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ppm

parts per million の略。100 万分中の幾つであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。

大気汚染では、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれている状態を1 ppmで表します。

二酸化硫黄 (SO₂)

重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫酸化物の主成分です。

無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり植物を枯らしたりするといわれています。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素と酸素の化合物の代表的なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。

赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

一酸化炭素 (CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。

発生源は、自動車によるものが多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。

人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

SPM は、Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であってその直径が $10\text{ }\mu\text{m} = (1/100)\text{ mm}$ 以下のものをいいます。

発生源は、工場、自動車、家庭等人為由来のもののほか、土壌の舞い上がりや海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出されたSO_xやNO_x、炭化水素などから大気中で生成する二次粒子や煙突から排出されたガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるとされています。

微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5のPMは、Particulate Matterの略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直径が $2.5\mu\text{m} = (2.5/1000)\text{mm}$ 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する1次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した2次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていることが報告されています。

光化学オキシダント (O_x)

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるものですが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。

高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、視程障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれています。

非メタン炭化水素

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもので、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。主な発生源は、工場・事業場、自動車などです。昭和51年8月13日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する、午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」としています。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%程度含まれています。

特有の芳香性を持つ水より軽い無色の液体で、水には溶けにくい但有機溶媒にはよく溶けます。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定です。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

無色の水より重い液体でクロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

無色の液体で、エーテルのような臭いがあります。高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性もあります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

マウスについては発がん性が明らかですが、人については可能性を完全には除去できないが可能性は小さいとされています。

アクリロニトリル

シアン化ビニルとも呼ばれ、アクリル系合成繊維、合成ゴム、アクリロニトリル系樹脂、接着剤等の原料として使用されています。

甘味臭を有する無色の液体で引火性があり、水並びにアセトン、ベンゼン等の有機溶剤に可溶です。催眠性があり、皮膚や目を刺激します。蒸気吸入及び皮膚吸収により神経系、呼吸器系、消化器系等の障害として現れます。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局长通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (年平均値) とされました。

塩化ビニルモノマー

クロロエチレンとも呼ばれ、ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されています。

空気の 2.2 倍重い気体で、エタノールに溶け、水にも僅かに溶けます。

目を刺激し、液体が皮膚につくと凍傷を起こします。発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局长通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (年平均値) とされました。

水銀及びその化合物

金属水銀のほかに塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれますが、一般大気環境中では大部分が金属水銀(水銀蒸気)として存在しています。なお、水銀は、金属光沢を有する液体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されています。

皮膚や目を刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局长通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル水酸化物、ニッケル硫化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれます。ステンレスの原料やメッキなどに使用されています。

発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局长通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

クロロホルム

トリクロロメタンとも呼ばれ、フッ素系冷媒やフッ素樹脂の原料、医薬品（消毒剤）、ゴムやろうなどの溶剤、抽出溶媒等に用いられます。また、上下水道水の塩素処理によっても発生します。

揮発性を有する無色透明の液体で蒸気には甘みがあり、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,2-ジクロロエタン

塩化エチレン、二塩化エチレンとも呼ばれ、塩化ビニル等の合成原料、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤、ビタミン抽出剤、燻蒸剤などに用いられます。

クロロホルム同様の臭気がある無色油状の液体で、揮発性が高く、引火性があります。また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,3-ブタジエン

合成ゴム及び樹脂の原料として広く用いられています。

無色の気体で可燃性が強く、化学反応性に富み、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

ヒ素及びその化合物

殺虫剤や薬剤などのほか、合金や半導体の材料としても用いられています。毒性があり、頭痛、麻痺、呼吸困難、下痢などの急性中毒を引き起こします。また、体内への蓄積性があり、肝臓障害、色素沈着などの慢性中毒や、発がん性も指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 22 年 10 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $6 \text{ng}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

マンガン及びその化合物

マンガン及びその化合物(金属マンガン、二酸化マンガン、過マンガン酸カリウム等)は、合金の原料、マンガン乾電池の電極、酸化剤等に用いられています。マンガンは必須微量元素であり、マンガンが欠乏すると皮膚炎、毛髪の障害、低コレステロール血症などが起きます。その一方で経口又は吸入経路でマンガンに多量に曝露されると記憶障害、歩行障害、言語障害などの症状がみられます。

平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条（常時監視）及び第 16 条（測定計画）の規定に基づき、愛知県知事が作成した平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画により岡崎市が実施した水質調査（以下「県測定計画調査」という。）及び県測定計画調査以外の公共用水域及び地下水の定期的調査（以下「市定期調査」という。）の結果は、下記のとおりです。

記

第 1 公共用水域水質調査結果

1 調査期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

2 調査地点

31 河川 41 地点

（内訳）

県測定計画調査：8 地点（環境基準点：6 地点、補助点：2 地点）

市定期調査：33 地点（類型指定地点₁：6 地点、その他地点₂：27 地点）

1 類型指定されている水域の県測定計画調査 8 地点を除く調査地点

2 類型指定されていない水域の調査地点

3 調査項目

(1) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）

カドミウム始め 27 項目

(2) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）

ア 生活環境の保全に係る項目

BOD（生物化学的酸素要求量）始め 5 項目

イ 水生生物の保全に係る項目

全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の 3 項目

4 調査結果

(1) 健康項目

カドミウム始め 27 項目について、41 地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目

ア 生活環境の保全に係る項目

類型指定されている 6 河川 7 地点（県測定計画調査：5 地点、市定期調査：2 地点）における環境基準設定項目（pH、BOD、SS、DO 及び大腸菌群数の 5 項目）の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、BOD は全ての地点で環境基準を達成しました。

(県測定計画調査 : 5 地点)

水域名 (地点名)	巴川 (細川頭首工)					A 類型	
項目	基準値	28 年度	適否	29 年度	適否	30 年度	適否
pH	6.5 ~ 8.5	7.1	0/12	7.3	0/12	7.3	0/12
BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	1.1		0.8		0.6	
SS (mg/ℓ)	25 以下	2	0/12	3	0/12	3	0/12
DO (mg/ℓ)	7.5 以上	9.8	0/12	9.0	0/12	9.5	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	1,000 以下	8,500	6/8	4,000	6/8	10,000	7/8
水域名 (地点名)	乙川上流 (岡崎市上水道取入口)					A 類型	
検査項目	基準値	28 年度	適否	29 年度	適否	30 年度	適否
pH	6.5 ~ 8.5	7.1	0/12	7.3	0/12	7.3	0/12
BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	1.3		0.9		0.5	
SS (mg/ℓ)	25 以下	1	0/12	2	0/12	2	0/12
DO (mg/ℓ)	7.5 以上	10	0/12	9.8	0/12	9.9	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	1,000 以下	6,200	6/8	5,600	7/8	27,000	7/8
水域名 (地点名)	乙川下流 (占部用水取入口)					A 類型	
項目	基準値	28 年度	適否	29 年度	適否	30 年度	適否
pH	6.5 ~ 8.5	7.4	0/12	7.6	0/12	7.4	0/12
BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	1.6		1.2		1.0	
SS (mg/ℓ)	25 以下	3	0/12	3	0/12	3	0/12
DO (mg/ℓ)	7.5 以上	9.7	0/12	9.0	0/12	9.6	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	1,000 以下	7,900	3/8	5,400	2/8	17,000	8/8
水域名 (地点名)	男川 (学校橋)					A 類型	
検査項目	基準値	28 年度	適否	29 年度	適否	30 年度	適否
pH	6.5 ~ 8.5	7.3	0/12	7.5	0/12	7.3	0/12
BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	1.2		0.6		<0.5	
SS (mg/ℓ)	25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
DO (mg/ℓ)	7.5 以上	10	0/12	9.9	0/12	10	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	1,000 以下	7,800	6/8	9,300	5/8	16,000	6/8
水域名 (地点名)	雨山川及び乙女川下流 (ツノジ橋)					AA 類型	
項目	基準値	28 年度	適否	29 年度	適否	30 年度	適否
pH	6.5 ~ 8.5	7.1	0/12	7.3	0/12	7.2	0/12
BOD75%値 (mg/ℓ)	1 以下	0.9		0.5		<0.5	
SS (mg/ℓ)	25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
DO (mg/ℓ)	7.5 以上	10	0/12	9.6	0/12	9.5	1/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	50 以下	4,600	5/8	4,800	4/8	6,300	8/8

(市定期調査：2地点)

水域名(地点名)	矢作川下流(美矢井橋)					A類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
pH	6.5~8.5	7.0	0/4	7.5	0/4	7.5	0/8
BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.8		0.6		0.7	
SS(mg/ℓ)	25以下	2	0/4	5	0/4	4	0/8
DO(mg/ℓ)	7.5以上	9.5	0/4	9.0	0/4	9.5	0/8
大腸菌群数(MPN/100mℓ)	1,000以下	2700	0/3	8,300	1/3	4,100	3/4
水域名(地点名)	鹿乗川(東鹿乗川橋)					C類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
pH	6.5~8.5	7.1	0/12	7.3	0/12	7.3	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)	5以下	2.5		3.3		2.9	
SS(mg/ℓ)	50以下	10	0/12	11	0/12	11	0/12
DO(mg/ℓ)	5以上	7.7	0/12	7.3	1/12	8.4	0/12
大腸菌群数(MPN/100mℓ)	-	2,200,000	-/11	310,000	-/6	90,000	-/4

市内41地点のBOD75%値については、別表等を参照してください。

(注1) pH, SS, DO 及び大腸菌群数の各年度は年間平均値を、適否は総検体数に対する環境基準を超過した検体数の割合を示す。

(注2) BOD75%値は、全データを小さいほうから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値を示す。

(注3) 平成30年3月30日愛知県告示により、平成30年度から下記のとおり類型が変更されました。

矢作川下流、乙川下流：B類型 A類型

雨山川及び乙女川下流：A類型 AA類型

イ 水生生物の保全に係る項目

類型指定されている6河川8地点において、全亜鉛(県測定計画調査：6地点、市定期調査：2地点)、ノニルフェノール及びLAS(県測定計画調査：6地点)の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、全ての地点で環境基準を達成しました。

(県測定計画調査：6地点)

水域名(地点名)	巴川(細川頭首工)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/ℓ)	0.03以下	0.001		0.001		0.004	
ノニルフェノール(mg/ℓ)	0.002以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/ℓ)	0.05以下	0.0011		0.0015		0.0016	

水域名(地点名)	乙川(イ)(岡崎市上水道取入口)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.003		0.003		0.004	
ニルフェノール(mg/l)	0.002以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/l)	0.05以下	0.0030		0.0025		0.0045	
水域名(地点名)	乙川(イ)(占部用水取入口)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.005		0.004		0.006	
ニルフェノール(mg/l)	0.002以下	<0.00006		<0.00006		0.00006	
LAS(mg/l)	0.05以下	0.0037		0.0024		0.0044	
水域名(地点名)	男川(学校橋)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.002		0.002		0.002	
ニルフェノール(mg/l)	0.002以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/l)	0.05以下	0.0010		0.0011		0.0011	
水域名(地点名)	雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)					生物B類型	
検査項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.001		0.001		0.001	
ニルフェノール(mg/l)	0.002以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/l)	0.05以下	0.0012		0.0007		0.0011	
水域名(地点名)	乙川(ア)(乙川天神橋)					生物A類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.001		0.002		0.002	
ニルフェノール(mg/l)	0.001以下	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
LAS(mg/l)	0.03以下	0.0015		0.0014		0.0016	

(市定期調査：2地点)

水域名(地点名)	矢作川(イ)(美矢井橋)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.022		0.003		0.004	
水域名(地点名)	鹿乗川(東鹿乗川橋)					生物B類型	
項目	基準値	28年度	適否	29年度	適否	30年度	適否
全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.014		0.020		0.020	

(注)各年度の値は年間平均値を示す。

平成30年度 市内河川のBOD75%値一覧

番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)
1	巴川・細川頭首工 (A類型)	0.6	2	乙川上流・岡崎市上水道 取入口(A類型)	0.5	3	乙川下流・占部用水取入 口(A類型)	1.0
4	男川・学校橋(A類型)	<0.5	5	男川・南部簡易水道浄 水場取入口(A類型)	<0.5	6	雨山川及び乙女川下流 ・ツノジ橋(AA類型)	<0.5
7	雨山川及び乙女川下流 ・万足上橋(AA類型)	<0.5	8	乙川上流・乙川天神橋 (A類型)	<0.5	9	矢作川下流・葵大橋 (A類型)	0.7
10	矢作川下流・美矢井橋 (A類型)	0.7	11	郡界川・天王橋	0.5	12	郡界川・郡界橋	0.6
13	霞川・坂下橋	0.5	14	北斗川・北斗橋	2.1	15	於御所川・西蔵前町矢作 川合流点	1.4
16	乙川上流・梁野橋 (A類型)	0.7	17	乙川下流・吹矢橋 (A類型)	0.6	18	早川・八帖町乙川合流点	3.5
19	伊賀川・竹千代橋	0.8	20	伊賀川・稻熊橋	1.5	21	真福寺川・御蔵橋	0.8
22	青木川・新青木橋	0.7	23	六斗目川・大平町 乙川合流点	1.3	24	広田川・中島橋	0.8
25	山綱川・美合町乙川合流 点	0.9	26	竜泉寺川・河原橋	1.7	27	竜泉寺川・黒橋	0.7
28	大高味川・水戸野橋	<0.5	29	鉢地川・第五鉢地川橋	0.7	30	夏山川・北岡橋	<0.5
31	鳥川・山下橋	<0.5	32	安藤川・次郎兵衛橋	1.9	33	占部川・定国橋	0.8
34	砂川・下西野橋	1.4	35	鹿乗川・御用田橋 (C類型)	1.4	36	鹿乗川・東鹿乗川橋 (C類型)	2.9
37	更沙川・栄町乙川合流点	1.5	38	前川・柴原橋	<0.5	39	青木川・川向橋	<0.5
40	神田支川・木橋	1.6	41	前田川・青木川合流点 手前	2.4			

(注1) 地点名の後に(類型)の記載がない地点は、類型指定されていない調査地点

(注2) 番号1～8の8地点は県測定計画調査地点

(注3) 番号9～41の33地点は市定期調査地点

ア 番号9、10、16、17、35及び36の6地点は類型指定されている市定期調査地点

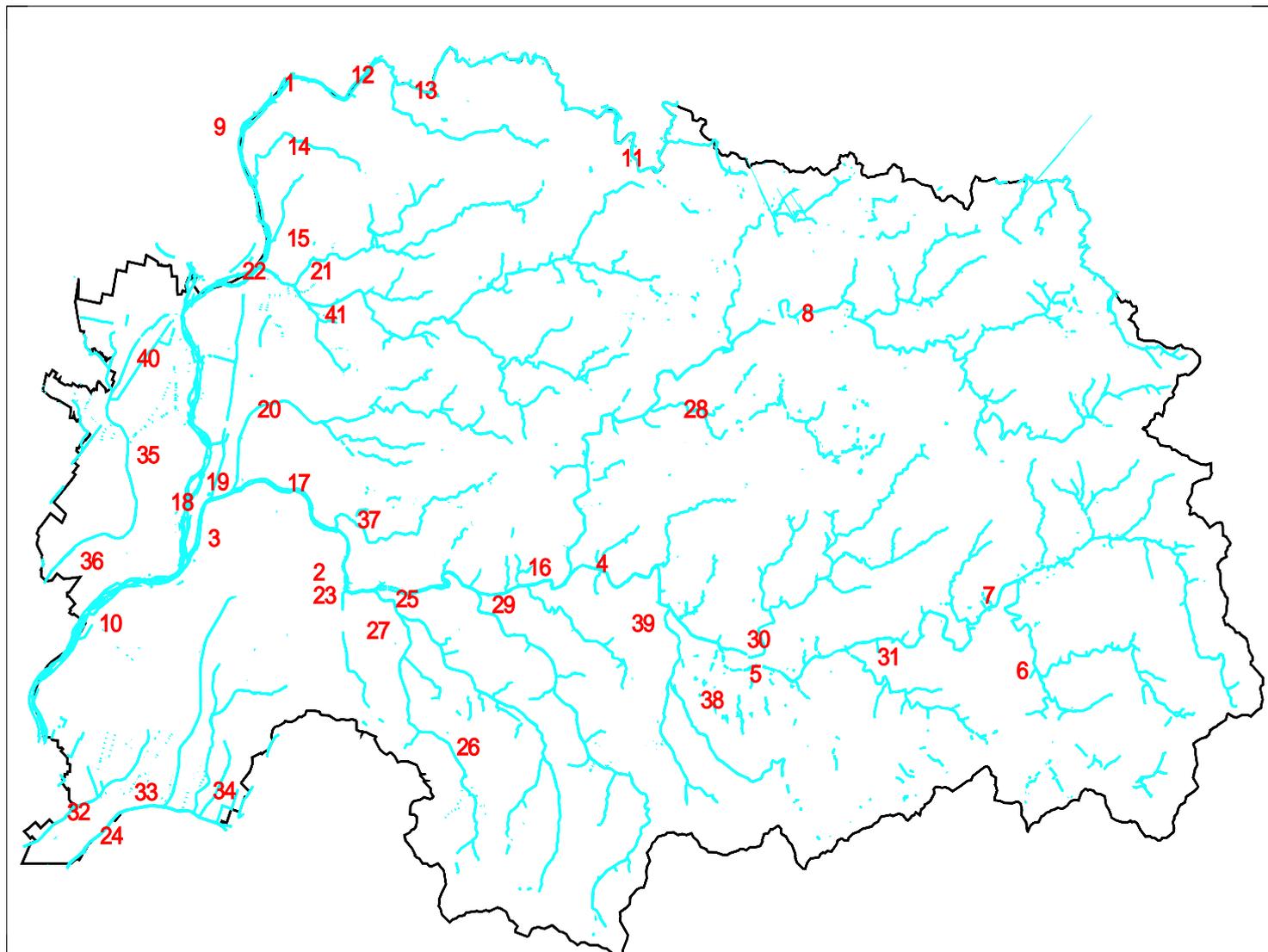
イ 上記以外の27地点は類型指定されていない市定期調査地点

(注4) 類型指定区分は下記のとおりです。

市内河川では、B類型、D類型及びE類型の河川はありません。

類型指定区分	AA 類型	A 類型	B 類型	C 類型	D 類型	E 類型	類型なし
環境基準値 (BOD75%値)	1 mg/ℓ	2 mg/ℓ	3 mg/ℓ	5 mg/ℓ	8 mg/ℓ	10 mg/ℓ	基準なし

市内河川のBOD75%値 調査地点図



区分	BOD75%値 (mg/l)	地点数	標準的な川の様子
	~2.0	37	藻が少なく、澄んでいる。
	2.1~5.0	4	藻が多くなるが、比較的澄んでいる。

過去5年の経年変化

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
調査地点数	39地点	37地点	41地点	41地点	41地点
BOD75%値が2.1 mg/l以上の地点数	4地点	6地点	12地点	3地点	4地点

生活環境の保全に係る環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値					市内河川 類型指定状況
		水素イオン濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質 SS	溶存 酸素量 DO	大腸菌 群数	
AA 類型	水道1級 自然環境保全及 びA以下	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	2.5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	雨山川及び乙女川下流（雨山川全域 及び雨山川合流点より下流の乙女 川）
A 類型	水道2級 水産1級 水浴及びB以下		2mg/L 以下			1,000 MPN/100mL 以下	
B 類型	水道3級 水産2級 及びC以下		3mg/L 以下			5,000 MPN/100mL 以下	-
C 類型	水産3級 工業用水1級 及びD以下		5mg/L 以下	5.0mg/L 以下	5mg/L以上	鹿乗川（全域）	
D 類型	工業用水2級 農業用水 及びE以下	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	10.0mg/L 以下	2mg/L以上	-	-
E 類型	工業用水3級 環境保全		1.0mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと			-

水生生物の保全に係る環境基準（河川）

類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			市内河川の 類型指定状況
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩（LAS）	
生物A 類型	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	乙川（乙川天神橋より上流）
生物特A 類型	生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 子の生育場として特に保全 が必要な水域		0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	-
生物B 類型	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域		0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	矢作川下流（明治用水頭首工より下流）、巴川（全 域）、乙川（乙川天神橋より下流）、男川（全域） 雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合 流点より下流の乙女川）、鹿乗川（全域）
生物特B 類型	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域			0.04mg/L 以下	-

第2 地下水調査結果

1 調査期間

平成30年4月から平成31年3月まで

2 調査の概要

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、市内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から、新たな調査井戸を選定して調査を行いました。

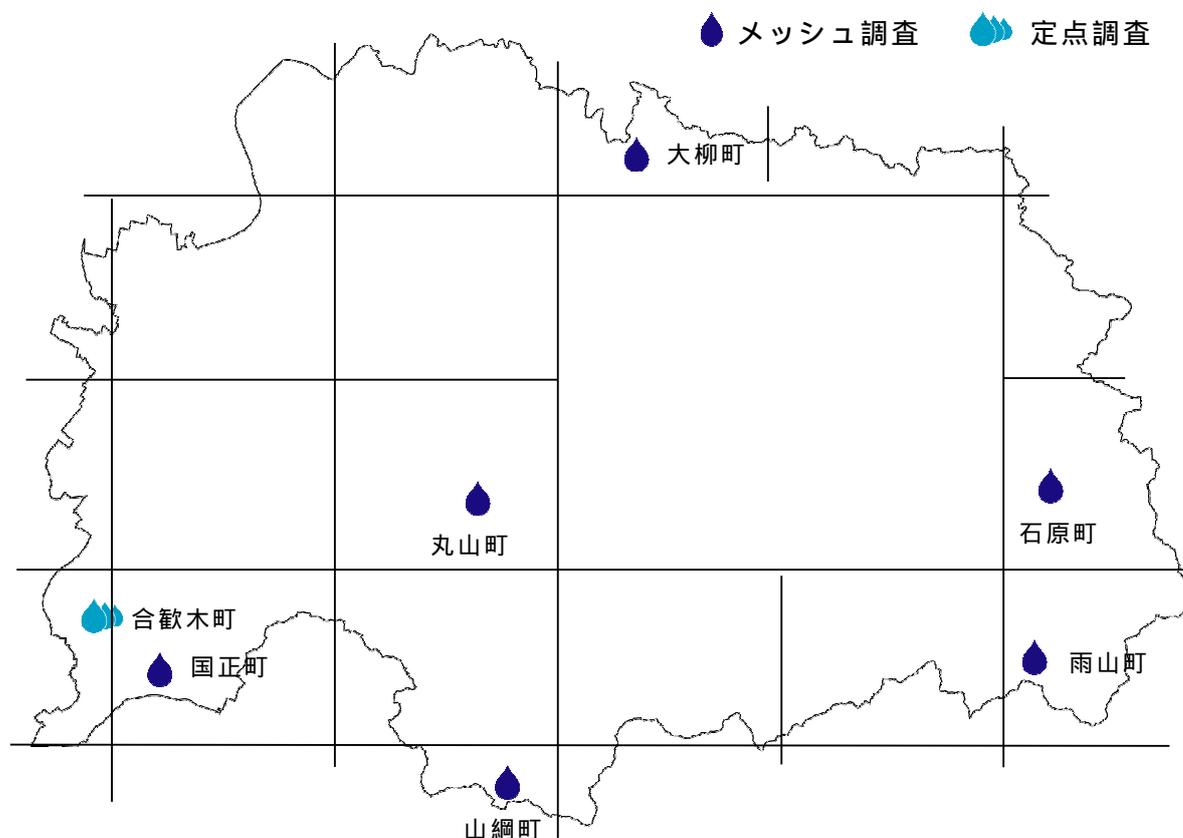
カドミウム、鉛等28項目について、6地点で調査を行い、6地点全てで環境基準を達成しました。

イ 定点調査

長期的な観点から地下水質の経年変化を把握するために、市内の代表的な地点において継続的に調査を行っています。

カドミウム、鉛等28項目について、1地点で調査を行い、環境基準を達成しました。

< 調査地点図 >



(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業所からの報告等により、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認し、汚染原因を究明するために実施しています。

ア 概況調査により判明した汚染

概況調査により新たに汚染が発見された地点はありませんでした。

イ 事業者からの報告等により判明した汚染

事業者からの報告等により判明した土壌・地下水汚染への対応として、周辺の井戸調査を行いました。環境基準の超過はありませんでした。

平成 30 年度汚染井戸周辺地区調査

汚染判明地点	汚染内容	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数
伊賀新町	土壌・地下水	ベンゼン	7	0
針崎町	土壌	鉛、砒素、ふっ素	4	0
明大寺町	土壌	ふっ素	4	0

(3) 定期モニタリング（継続監視）調査

これまでの測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明した地下水の汚染地域において、汚染の動向と浄化対策の改善効果の確認などを目的として、継続的にモニタリングを実施しています。

過去の調査で環境基準を超過した 19 地点で継続調査を行い、11 地点で環境基準を達成、8 地点で環境基準を超過しました。

平成 30 年度定期モニタリング（継続監視）調査

（環境基準超過地点について抜粋）

調査地点	項目	超過濃度範囲 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
細川町	テトラクロロエチレン	0.019	0.01
西中町		0.013	
島坂町	クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.0058	0.002
板田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	47	10
井田町		11	
上地町		13	
細川町		20, 22	

第 3 今後の対応

引き続き、常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、水質汚濁防止法に基づき、事業者への指導、環境基準の達成・維持に努めてい

きます。

平成 30 年度 騒音・振動調査結果について

第 1 自動車騒音・道路交通振動調査

1 調査目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

ア 自動車騒音環境基準

市内 17 路線 121 評価区間（総延長距離 122.6km）

・ 東名高速道路	・ ・ ・	19区間（評価区間の延長 18.5km）
・ 国道 1 号	・ ・ ・	38区間（評価区間の延長 17.7km）
・ 国道 248 号	・ ・ ・	13区間（評価区間の延長 14.5km）
・ 県道岡崎環状線	・ ・ ・	9 区間（評価区間の延長 13.7km）
・ 県道岡崎足助線	・ ・ ・	6 区間（評価区間の延長 10.5km）
・ 県道岡崎碧南線	・ ・ ・	4 区間（評価区間の延長 3.8km）
・ 県道岡崎西尾線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 4.3km）
・ 県道岡崎刈谷線	・ ・ ・	7 区間（評価区間の延長 8.6km）
・ 県道桜井岡崎線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 5.6km）
・ 県道桑谷柱線	・ ・ ・	2 区間（評価区間の延長 3.4km）
・ 県道市場福岡線	・ ・ ・	3 区間（評価区間の延長 2.1km）
・ 県道南大須鴨田線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 1.5km）
・ 県道東大見岡崎線	・ ・ ・	4 区間（評価区間の延長 4.3km）
・ 県道熊味岡崎線	・ ・ ・	1 区間（評価区間の延長 1.2km）
・ 県道岡崎幸田線	・ ・ ・	4 区間（評価区間の延長 6.1km）
・ 市道伝馬町線	・ ・ ・	3 区間（評価区間の延長 4.6km）
・ 市道日名橋線	・ ・ ・	3 区間（評価区間の延長 2.2km）

イ 自動車騒音及び道路交通振動要請限度

平成 30 年度に測定調査を実施した路線は以下のとおりです。

・ 国道 1 号	・ ・ ・	7 地点
・ 県道岡崎刈谷線	・ ・ ・	3 地点
・ 県道岡崎環状線	・ ・ ・	4 地点

計 14 地点

(3) 調査方法

ア 自動車騒音環境基準

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定めるところによります。

イ 自動車騒音要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に定めるところによります。

ウ 道路交通振動要請限度

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 自動車騒音環境基準

ア 評価区間全体

17路線121評価区間(総延長距離122.6km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は94.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	22,423	21,215	94.6
昼間		21,646	96.5
夜間		21,316	95.1

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

イ 東名高速道路

19評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は88.7%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,542	1,367	88.7
昼間		1,438	93.3
夜間		1,367	88.7

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ウ 国道1号

38評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は93.4%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,575	2,404	93.4
昼間		2,489	96.7
夜間		2,410	93.6

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

エ 国道 248 号

13 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 90.9%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,408	2,190	90.9
昼間		2,240	93.0
夜間		2,191	91.0

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

オ 県道岡崎環状線

9 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 89.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,075	2,754	89.6
昼間		2,862	93.1
夜間		2,788	90.7

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

カ 県道岡崎足助線

6 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 96.4%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,085	2,009	96.4
昼間		2,070	99.3
夜間		2,012	96.5

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

キ 県道岡崎碧南線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,068	1,068	100
昼間		1,068	100
夜間		1,068	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ク 県道岡崎西尾線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	853	853	100
昼間		853	100
夜間		853	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ケ 県道岡崎刈谷線

7 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 92.5%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,000	925	92.5
昼間		971	97.1
夜間		926	92.6

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

コ 県道桜井岡崎線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 98.9%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,115	1,103	98.9
昼間		1,105	99.1
夜間		1,103	98.9

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

サ 県道桑谷柱線

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 99.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,060	1,056	99.6
昼間		1,056	99.6
夜間		1,060	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

シ 県道市場福岡線

3 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	603	603	100
昼間		603	100
夜間		603	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ス 県道南大須鴨田線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	400	400	100
昼間		400	100
夜間		400	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

セ 県道東大見岡崎線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 99.1%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,023	1,014	99.1
昼間		1,017	99.4
夜間		1,015	99.2

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ソ 県道熊味岡崎線

1 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 100%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	298	298	100
昼間		298	100
夜間		298	100

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

タ 県道岡崎幸田線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 99.7%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,869	1,864	99.7
昼間		1,864	99.7
夜間		1,866	99.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

チ 市道伝馬町線

3 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 93.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,510	1,414	93.6
昼間		1,414	93.6
夜間		1,479	97.9

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ツ 市道日名橋線

3 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 82.3%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	610	502	82.3
昼間		516	84.6
夜間		502	82.3

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(2) 自動車騒音要請限度（調査地点別の結果については別表 1 参照）

14 地点で調査を行い、昼間の時間帯については全ての調査地点で要請限度を下回りましたが、夜間の時間帯については 1 地点（宇頭北町 1 丁目）で要請限度を超過しました。

(3) 道路交通振動要請限度（調査地点別の結果については別表 2 参照）

14 地点で調査を行い、全ての調査地点で要請限度を下回りました。

4 今後の対応

道路周辺状況の変化等に応じて、調査地点及び調査頻度の変更の検討を行いながら、引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

第2 新幹線鉄道騒音・振動調査

1 調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年環大特第32号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査年月日

平成30年10月23日、24日

(2) 調査地点

市内の定点4か所（各2地点：軌道の中心から25m及び50mの地点）

(3) 調査方法

ア 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環大特第100号環境庁大気保全局長通知）及び「新幹線鉄道騒音・評価マニュアル」（平成22年環水大自発第100517001号）に定めるところによります。

イ 振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 騒音

正名町及び合歓木町については、25m、50m地点いずれも環境基準を達成しましたが、上三ツ木町の25m地点及び福桶町の25m、50m地点はいずれも環境基準を達成することができませんでした。

(2) 振動

全ての調査場所各地点で振動対策指針値を下回りました。

(3) 調査結果表

年度	騒音（70dB）				振動（70dB）			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
軌道中央からの距離（m）	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	68	67	69	68	63	59	65	64
上三ツ木町	69	66	71	66	66	60	66	59
福桶町	73	72	75	73	57	57	60	56
合歓木町	71	70	69	68	66	65	67	64

4 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は、騒音・振動対策として騒音レベルが比較的小さい新型車両への置き換え、防音壁の設置及び改良、レール削正などを実施しています。

本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

別表1 平成30年度自動車騒音調査結果(要請限度)

整理番号	調査地点	調査期間	調査対象道路		測定値(dB)		要請限度(dB)	
			路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡崎市本宿町後畑14-1	7/10~12	一般国道1号	4	65	62	75	70
2	岡崎市岡町東神馬崎南側23	7/10~12	一般国道1号	4	69	66		
3	岡崎市大平町北市木5-14	7/10~12	一般国道1号	4	70	67		
4	岡崎市菅生町1丁目3-1	12/18~20	一般国道1号	4	66	64		
5	岡崎市康生町348-4	6/11~13	一般国道1号	4	62	60		
6	岡崎市矢作町馬乗110-1	6/11~13	一般国道1号	4	65	63		
7	岡崎市宇頭北町1丁目2-2	6/11~13	一般国道1号	4	73	71		
8	岡崎市美合町五本松68-1	10/1~3	県道岡崎刈谷線	2	69	65		
9	岡崎市上和田町南屋敷26-1	10/16~18	県道岡崎刈谷線	4	71	67		
10	岡崎市東牧内町堤外55	10/1~3	県道岡崎刈谷線	2	68	65		
11	岡崎市北野町西河原81	10/31~11/2	県道岡崎環状線	2	66	64		
12	岡崎市大樹寺2丁目1-16	10/31~11/2	県道岡崎環状線	6	68	64		
13	岡崎市小呂町3丁目28-1	10/16~18	県道岡崎環状線	6	72	69		
14	岡崎市上地4丁目1-33	10/16~18	県道岡崎環状線	4	70	65		

別表2 平成30年度道路交通振動調査結果(要請限度)

整理番号	調査地点	調査年月日	調査対象道路		測定値(dB)		要請限度(dB)	
			路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡崎市本宿町後畑14-1	7/10	一般国道1号	4	38	36	70	65
2	岡崎市岡町東神馬崎南側23	7/11	一般国道1号	4	34	34		
3	岡崎市大平町北市木5-14	7/11	一般国道1号	4	43	39		
4	岡崎市菅生町1丁目3-1	12/20	一般国道1号	4	27	25		
5	岡崎市康生町348-4	6/12	一般国道1号	4	40	37		
6	岡崎市矢作町馬乗110-1	6/28	一般国道1号	4	43	40		
7	岡崎市宇頭北町1丁目2-2	6/12	一般国道1号	4	47	43	65	60
8	岡崎市美合町五本松68-1	10/2	県道岡崎刈谷線	2	41	37	70	65
9	岡崎市上和田町南屋敷26-1	10/17	県道岡崎刈谷線	4	41	38		
10	岡崎市東牧内町堤外55	10/2	県道岡崎刈谷線	2	41	35		
11	岡崎市北野町西河原81	11/2	県道岡崎環状線	2	40	36		
12	岡崎市大樹寺2丁目1-16	11/1	県道岡崎環状線	6	44	40		
13	岡崎市小呂町3丁目28-1	10/17	県道岡崎環状線	6	48	40	65	60
14	岡崎市上地4丁目1-33	10/18	県道岡崎環状線	4	41	31		

参 考

1 自動車騒音に係る基準

(1) 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

地 域 類 型		環 境 基 準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間	
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
	第 2 種中高層住居専用地域				
	田園住居地域				
B	第 1 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種住居地域				
	準住居地域		夜間	60dB 以下	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) 備考参照
	商業地域				
	準工業地域		夜間	60dB 以下	
	工業地域				

備 考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は、4 車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

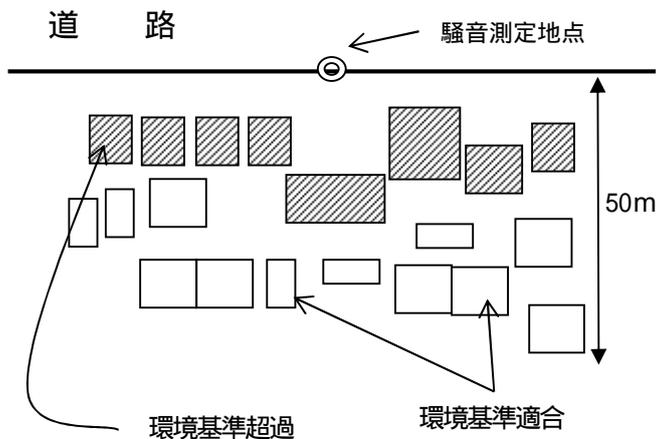
- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時
～環境基準の面的評価とは～

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

備考 等価騒音レベル(LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住宅等の騒音レベルを推計します。



環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握します。

$$\begin{aligned} \text{環境基準達成率} &= \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} \\ &= 60\% \end{aligned}$$

(2) 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地域区分		要 請 限 度 (LAeq)			
		時間帯	道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する空間
			1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
	第 2 種中高層住居専用地域				
	田園住居地域				
b	第 1 種住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
	第 2 種住居地域				
	準住居地域	夜間	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
c	近隣商業地域	昼間	75dB		(全地域共通)
	商業地域				
	準工業地域	夜間	70dB		
	工業地域				

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注 3 時間の区分は、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

2 道路交通振動に係る基準

(1) 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地域区分		要 請 限 度 (L10)	
		昼間	夜間
1	第 1 種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	田園住居地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1 L10 とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の 10% をそれぞれ除いた 80% レンジの上端値を示す。

注 2 時間の区分は、昼間は 7 時から 20 時、夜間は 20 時から翌朝 7 時

3 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針

(1) 新幹線鉄道騒音環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示 46 号）

地 域 類 型		環 境 基 準
	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB 以下

(2) 新幹線鉄道振動指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）

ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

(1) 騒音

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

(2) 振動

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

平成 30 年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌の汚染の状況の調査を実施しました。

1 大気環境

調査を行った 3 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

2 水環境

(1) 河川水質及び底質

調査を行った 4 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

(2) 地下水

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

3 土壌

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

4 調査結果

調査媒体	調査地点		調査結果					
			春季	夏季	秋季	冬季	年平均	
大気	調査年月日		H30	H30	H30	H31		
			5.9	7.25	10.10	1.16		
			~	~	~	~		
			5.16	8.1	10.17	1.23		
	1	岡崎市総合検査センター	美合町	0.0096	0.0072	0.0084	0.013	0.0096
2	岡崎市大平大気測定局	大平町	0.0079	0.0077	0.0094	0.013	0.0095	
3	岡崎市鴨田大気測定局	鴨田町	0.0084	0.0062	0.0093	0.011	0.0087	
河川水質及び底質	調査年月日		水質		底質			
			1	巴川	細川頭首工	H30.10.19	0.078	0.059
			2	乙川上流	岡崎市上水道取入口		0.084	0.15
			3	乙川下流	占部用水取入口		0.089	0.53
4	男川	学校橋	H30.11.19	0.048	0.27			
地下水	丸山町字経ヶ峯地内		H30.8.1	0.025				
土壌	おかざき 自然体験の森	八ツ木町字池ノ上地内	H30.8.1	0.26				

※ 単位：大気 pg-TEQ/m³、水質及び地下水 pg-TEQ/l、底質及び土壌 pg-TEQ/g

5 環境基準

調査媒体	環境基準
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
河川水質	1 pg-TEQ/l 以下
河川底質	150 pg-TEQ/g 以下
地 下 水	1 pg-TEQ/l 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

6 調査地点図



平成 30 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、大気基準適用施設からの排出ガス中のダイオキシン類検査を実施しました。

1 大気基準適用施設からの排出ガス中測定結果

(1) 調査対象

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設である大気基準適用施設 2 施設

(2) 行政検査結果

全て排出基準に適合していました。(別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果)

2 今後の対応

今後とも継続して立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出基準の遵守について指導するとともに、検査を実施していきます。

別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果 (単位: ng-TEQ / m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	日本エステル株式会社 岡崎工場	日名北町 4 番地 1	廃棄物焼却炉	H30.10.10	0.0000030	10
2	独立行政法人家畜改良センター 岡崎牧場	大柳町字栗沢 1 - 1	廃棄物焼却炉	H30.10.25	0.0019	10

平成 30 年度ダイオキシン類に係る設置者測定結果について

ダイオキシン類の排出事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、毎年 1 回以上排出ガス、排水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果を法第 28 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事（本市においては岡崎市長）に報告することとされています。

また、岡崎市長は、その結果を法第 28 条第 4 項の規定により公表することとされています。

そこで、平成 30 年度中に測定し、報告のあったダイオキシン類の測定結果を次のとおり公表します。

1 排出ガス中の測定結果について

(1) 大気基準適用施設の設置状況

平成 31 年 3 月 31 日現在の大気基準適用施設の設置状況は、表 1 のとおりです。

表 1 大気基準適用施設の設置状況

番号	施設名	稼動中施設	休止施設	合計
1	焼結鋳製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	2	0	2
5	廃棄物焼却炉	10	9	19
計		12	9	21

(2) 測定結果の報告状況（排出ガス）

事業者からの測定結果の報告状況は、表 2 のとおりです。稼動中施設のうち、年間を通して休止中の施設を除く 12 施設から報告がありました。

表 2 測定結果の報告状況（排出ガス）

報告施設			稼動中施設のうち未報告施設	使用開始後 1 年未満の施設	年間を通して休止施設
稼動中施設	報告後休止施設	報告後廃止施設			
12	0	0	0	0	9
12					

注 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 排出基準の適合状況

測定結果の報告があった 12 施設の全てが、適用されている排出基準に適合していました。（別表 1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果）

(4) 今後の対応

今後とも、継続して立入検査を実施し、各施設に適用される排出基準を確実に遵守するよう指導をしていきます。

また、休止施設については、稼動後速やかに測定して報告するように指導していきます。

2 排出水中の測定結果について

平成 31 年 3 月 31 日現在の水質基準対象施設の設置状況は、表 3 のとおりです。施設を設置する事業場からの排水がないため、測定結果の報告はありませんでした。

表 3 水質基準対象施設の設置状況

番号	施設名	排水がある 水質基準対象施設	排水がない 水質基準対象施設		施設数 合計
		施設休止中	施設稼働中	施設休止中	
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	0	0	0	0
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式洗浄装置	0	0	0	0
13	亜鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって污水等を排出するもの	0	1	3	4
16	廃 PCB 等の分解施設、洗浄施設、分離施設	0	0	0	0
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る）用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
18	第 1 号から第 17 号及び第 19 号に掲げる施設からの污水等を処理する下水道終末処理施設	0	0	0	0
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の共同処理施設	0	0	0	0
合 計		0	1	3	4

3 ばいじん及び燃え殻中の測定結果について

(1) 廃棄物焼却炉の設置状況

平成 31 年 3 月 31 日現在の廃棄物焼却炉の設置状況は、表 4 のとおりです。

表 4 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼動中施設	休止施設	合計
廃棄物焼却炉	10	9	19

(2) 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

事業者からの測定結果の報告状況は、表 5 のとおりです。稼動中施設のうち、年間を通して休止中の施設を除く 10 施設から報告がありました。

表 5 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

報告施設数			稼動中施設のうち未報告施設	使用開始後 1 年未満の施設	年間を通して休止施設
稼動中施設	報告後休止施設	報告後廃止施設			
10	0	0	0	0	9
10					

注 1 「ばいじん」とは、廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

2 「燃え殻」とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

3 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 埋立処分等の基準への適合状況

測定結果の報告があった施設のうち、平成 30 年度に埋め立て処分されたばいじん及び燃え殻については、いずれもこれらの処理基準に適合していました。（別表 2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果）

なお、ばいじん及び燃え殻を埋立処分等する場合には、以下の基準が適用されます。

ア ダイオキシン類の含有量を 3 ng-TEQ / g 以下となるように分解処理等を行う。

イ 既設施設（平成 12 年 1 月 14 日以前に設置等されていた施設）のうち、3 ng-TEQ / g を超えたばいじん及び燃え殻については、セメント固化又は薬剤処理等を行う。

(4) 今後の対応

今後とも事業者への立入検査を継続して実施し、埋立処分等が適切に実施されるよう指導していきます。

別表1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果

(単位: ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	有限会社 アイダブリューエム	下青野町喜昌島1-1	廃棄物焼却炉 乾留施設 1			10	休止施設 共同排出口
2			廃棄物焼却炉 乾留施設 2			10	
3			廃棄物焼却炉 乾留施設 3			10	
4			廃棄物焼却炉 乾留施設 4			5	
5	愛知県中央家畜保健衛生所	美合町地蔵野1-306	廃棄物焼却炉	H30.11.20	0.025	10	
6	有限会社 生駒組 合歡木事業場	合歡木町郷東143-1	廃棄物焼却炉	H30.11.30	0.23	10	
7	岡崎市リサイクルプラザ	高隆寺町阿世保5	廃棄物焼却炉 1号			1	休止施設
8			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
9	岡崎市八帖クリーンセンター	八帖南町立島2-1	廃棄物焼却炉 1号	H30.10.4	0.054	1	
10			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
11			廃棄物焼却炉 6号(し尿)			10	休止施設
12			廃棄物焼却炉 7号(し尿)			10	休止施設
13	栄屋乳業株式会社	東牧内町甲田45	廃棄物焼却炉	H30.10.18	0.10	10	
14	株式会社 三栄シリカ 本社工場	鉢地町三山13	廃棄物焼却炉	H30.10.10	0.000026	1	
15	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	保母町木崩1-51	廃棄物焼却炉	H31.2.1	0.70	10	
16	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	大柳町栗沢1-1	廃棄物焼却炉	H31.3.6	0.19	10	
17	日本エステル株式会社 岡崎工場	日名北町4-1	廃棄物焼却炉	H30.10.11	0.000018	10	
18	水野産業株式会社 岡崎支店	大樹寺1-8-16	アルミ溶解炉	H30.8.20	0.017	5	
19			アルミ溶解炉	H30.8.20	0.0026	1	
20	岡崎市中央クリーンセンター	板田町西流石2-1	廃棄物焼却炉 1号	H30.11.29	0.0019	0.1	
21			廃棄物焼却炉 2号	H30.11.30	0.00071	0.1	

別表2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果

基準：3（単位：ng-TEQ/g）

番号	工場・事業場名	所在地	ばいじん		燃え殻		ばいじんと燃え殻の混合物		備考	
			採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果		
1	有限会社 アイダブリューエム	下青野町喜昌島1-1							休止施設 ばいじん及び燃え殻は発生しない	
2										
3										
4										
5	愛知県中央家畜保健衛生所	美合町地蔵野1-306					H30.11.21	0		
6	有限会社 生駒組 合歡木事業場	合歡木町郷東143-1	H30.12.16	0.11	H30.12.16	0				
7	岡崎市リサイクルプラザ	高隆寺町阿世保5							休止施設	
8									休止施設	
9	岡崎市八帖クリーンセンター	八帖南町立島2-1	H30.10.4	0.098	H30.10.4	0.0014			1号焼却炉	
10									2号焼却炉 休止施設	
11										6号焼却炉（し尿） 休止施設
12										7号焼却炉（し尿） 休止施設
13	栄屋乳業株式会社	東牧内町甲田45	H30.10.18	0.025	H30.10.18	0.0063				
14	株式会社 三栄シリカ 本社工場	鉢地町三山13	H30.10.10	0.0010	H30.10.10	0				
15	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	保母町木崩1-51	H30.11.30	0.0000067	H30.11.30	0.015				
16	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	大柳町栗沢1-1					H31.3.6	0.0026		
17	日本エステル株式会社 岡崎工場	日名北町4-1	H30.9.25	0	H30.9.25	0.0000020				
18	岡崎市中央クリーンセンター	板田町西流石2-1	H30.11.29	0.094						
19			H30.11.29	0.094						